

軽自動車税の税制改正について

平成 27 年度の税制改正において、新税率の適用開始時期が 1 年延期され、平成 28 年度分の軽自動車税から以下のとおり変更になります。ただし、四輪以上及び三輪の軽自動車にあつては、平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査（初度検査）を受けたものから新税率が適用されます。

また、グリーン化（環境への負荷軽減）を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した軽自動車（四輪以上及び三輪）についても、平成 28 年度から新税率の約 20%の重課税が上乘せされます。

<原動機付自転車・軽二輪・小型特殊自動車・小型二輪>

平成 28 年度課税から、次のとおり新税率が適用されます。

車 種 区 分		税 率（年税額）	
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原動機付自転車	50cc 以下	1, 000 円	2, 000 円
	50cc を超え 90cc 以下	1, 200 円	2, 000 円
	90cc を超え 125cc 以下	1, 600 円	2, 400 円
	ミニカー	2, 500 円	3, 700 円
軽二輪	125cc を超え 250cc 以下	2, 400 円	3, 600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1, 600 円	2, 400 円
	その他	4, 700 円	5, 900 円
小型二輪	250cc を超えるもの	4, 000 円	6, 000 円

<四輪以上及び三輪の軽自動車>

自動車検査証に記載される最初の新規検査の年月により、現行税率、新税率、重課税率のいずれかの適用となります。

なお、最初の新規検査とは、新車として最初に新規登録された年月のことをいい、自動車検査証等に記載されている「初度検査年月」欄により確認することができます。（当ページ下段参照。）

車 種 区 分	税 率（年税額）		
	平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両（ア）【現行税率】	平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両（イ）【新税率】	最初の新規検査から 13 年を経過した車両（ウ）【重課税率】

三輪			3, 100円	3, 900円	4, 600円
四輪以上	貨物用	営業用	3, 000円	3, 800円	4, 500円
		自家用	4, 000円	5, 000円	6, 000円
	乗用	営業用	5, 500円	6, 900円	8, 200円
		自家用	7, 200円	10, 800円	12, 900円

- (ア)平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両については、新規検査後13年を経過するまで、(ア)の現行税率が適用されます。
- (イ)平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両は、新規検査後13年を経過するまで(イ)の新税率が適用されます。
- (ウ)最初の新規検査から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車については、平成28年度から(ウ)の重課税率が適用されます。ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車は重課の対象から除きます。

なお、下記の期間における重課税率の対象となる適用開始年度は次のとおりとなります。

※平成15年10月14日前に最初の新規検査を受けた車両は年までの記載しかないので、その属する年の12月に検査を受けたとみなされます。

最初の新規検査年月（初度検査年月）	重課税率の適用開始年度
平成14年12月まで	平成28年度から
平成15年1月から平成16年3月まで	平成29年度から
平成16年4月から平成17年3月まで	平成30年度から

【例：軽四輪（乗用自家用）を所有している方の軽自動車税率の推移】

[※別紙①こちらをご覧ください](#)

【※最初の新規検査年月の確認方法】

自動車検査証の「初度検査年月」欄により確認することができます。

[※別紙②こちらをご覧ください。](#)

<軽自動車税のグリーン化特例（軽減）>

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録された四輪以上及び三輪の軽自動車で、次に該当するものについては、平成28年度に限り軽自動車税率が下記のとおり軽減されます。

対象及び割合

区 分	対 象 車		軽 減 内 容
軽貨物車	電気自動車等（燃料電池・天然ガス等）		税率を概ね 75%軽減→下表①のとおり
	ガソリン車 ハイブリッド車	平成 27 年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね 50%軽減→下表②のとおり
		平成 27 年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね 25%軽減→下表③のとおり
軽乗用車	電気自動車等（燃料電池・天然ガス等）		税率を概ね 75%軽減→下表①のとおり
	ガソリン車 ハイブリッド車	平成 32 年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね 50%軽減→下表②のとおり
		平成 32 年度燃費基準達成車	税率を概ね 25%軽減→下表③のとおり

グリーン化特例（軽課税率）を適用した場合の税率 ※平成 28 年度のみ

車 種 区 分			H27.4.1以降の 新規登録車両	① 75%軽減車両	② 50%軽減車両	③ 25%軽減車両
三 輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	軽貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
	軽乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円

問い合わせ先

市民生活部 税務課 市民税係 電話0993-22-2111